

○国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百九条の二の二第一項の規定に基づき、地上部分の層間変形角を百五十分の一以内とすることを要しない建築物を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 井林 辰憲

地上部分の層間変形角を百五十分の一以内とすることを要しない建築物を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の二の二第一項の国土交通大臣が定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物のうち延べ面積が五十平方メートル以内の平家建ての附属建築物で令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第二号に掲げる構造方法を用いるもの

二 令第百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物のうち卸売市場の上屋、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第三号に掲げる構造方法を用いるもの

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行の日

(令和八年十一月一日)から施行する。